

県内市町村の景観行政団体の状況

令和7年4月1日時点で、県内54市町村のうち、40市町村が、景観法に基づく景観行政団体となります。景観行政団体へ移行し、景観計画を策定する市町村は、増加しています。詳細は、該当市町村又は当班へお問い合わせください。

市町村名	景観行政団体 となった日	景観計画		担当窓口	
		告示日	施行日	担当課	電話番号
千葉市	H16.12.17	H22.12.21	H23.8.1	都市計画課	043-245-5307（直通）
船橋市	H16.12.17	H22.3.31	H22.7.1	都市計画課	047-436-2528（直通）
市川市	H17.1.27	H18.4.6	H18.7.1	街づくり計画課	047-712-6323（直通）
市原市	H17.4.14	H20.12.24	H21.4.1	都市計画課	0436-23-9838（直通）
我孫子市	H17.8.29	H18.10.23	H18.11.1	都市計画課	04-7185-1529（直通）
柏市	H17.11.15	H19.11.30	H20.4.1	住環境再生課	04-7167-2528（直通）
佐倉市	H17.12.2	H29.12.22	H30.7.1	都市計画課	043-484-6163（直通）
流山市	H18.6.1	H19.12.21	H20.4.1	都市計画課	04-7150-6087（直通）
浦安市	H18.6.1	H21.6.1	H21.7.1	都市計画課	047-712-6543（直通）
館山市	H19.4.10	R1.6.26	R1.11.1	都市計画課	0470-22-3640（直通）
松戸市	H21.4.1	H23.3.30	H23.6.1	都市計画課	047-366-7372（直通）
茂原市	H22.4.1	H24.10.1	H25.4.1	都市計画課	0475-20-1546（直通）
香取市	H22.5.1	—	—	都市整備課	0478-50-1232（直通）
御宿町	H23.4.1	—	—	建設水道課	0470-68-6693（直通）
袖ヶ浦市	H23.4.1	H25.12.20	H26.4.1	都市整備課	0438-62-3514（直通）
山武市	H23.5.1	H27.3.12	H27.10.1	都市整備課	0475-80-1191（直通）
大網白里市	H23.5.1	H26.3.25	H26.10.1	都市整備課	0475-70-0364（直通）
成田市	H23.10.1	H25.12.3	H26.4.1	公園緑地課	0476-20-1562（直通）
野田市	H23.12.1	R7.3.21	R7.7.1	都市計画課	04-7123-1193（直通）
鎌ヶ谷市	H24.5.1	H26.3.20	H27.7.1	都市計画課	047-445-1422（直通）
木更津市	H25.3.1	H28.3.1	H28.4.1	都市政策課	0438-23-8466（直通）
銚子市	H25.4.1	—	—	都市整備課	0479-24-8945（直通）
習志野市	H25.4.1	—	—	都市計画課	047-453-9227（直通）
東金市	H25.4.1	—	—	都市整備課	0475-50-1154（直通）
多古町	H25.4.1	—	—	空港まちづくり課	0479-76-5408（直通）
白子町	H25.4.1	—	—	建設課	0475-33-2116（直通）
酒々井町	H25.9.1	H29.4.26	H31.1.1	まちづくり課	043-496-1171（代表）
君津市	H26.6.1	H30.12.28	R1.7.1	公園緑地課	0439-56-1488（直通）
印西市	H26.12.1	H30.3.20	H30.10.1	都市計画課	0476-33-4653（直通）
栄町	H29.10.1	—	—	都市建設課	0476-33-7719（直通）
睦沢町	H29.10.1	—	—	企画財政課	0475-44-2501（直通）
長生村	H29.10.1	—	—	まちづくり課	0475-32-2116（直通）
富里市	H30.6.1	—	—	都市計画課	0476-93-5147（直通）
大多喜町	H30.10.1	—	—	企画課	0470-82-2112（直通）
東庄町	H31.2.1	—	—	まちづくり課	0478-86-6078（直通）
長柄町	H31.3.20	—	—	企画財政課	0475-35-2110（直通）
一宮町	R3.4.1	—	—	都市環境課	0475-42-1430（直通）
白井市	R4.4.1	—	—	都市計画課	047-401-4682（直通）
芝山町	R5.4.1	—	—	企画空港政策課	0479-77-3909（直通）
八千代市	R7.4.1	—	—	都市計画課	047-421-6697（直通）

注(1) 景観行政団体とは、景観法に基づき景観行政を担う主体です。(2) 上表のほか、市町村の自主条例等により、景観に関する規制誘導を行っている場合がありますので、詳しくは該当する市町村へ直接お問い合わせください。